

天草市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、天草市補助金等交付規則（平成18年3月27日規則第48号。以下「規則」という。）に基づき、生活環境の保全に努め、ごみ減量化の一環として、家庭厨芥類（以下「生ごみ」という。）の減量及び資源化を図るために生ごみ処理容器等を設置しようとする者に対して補助金を交付することに関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「生ごみ処理容器等」とは、生ごみを減量化若しくは堆肥化する容器又は処理機で、次に掲げる方式のものをいう。

- (1) バイオ式（微生物を利用し生ごみを減量化又は堆肥化する方式）
- (2) 乾燥式（熱源や温風により生ごみを減量化又は堆肥化する方式）

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる者は、生ごみ処理容器等を設置した次の要件を満たす者とする。

- (1) 天草市に住所を有する個人であること
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度において、同一の者又は同一世帯の者が当該補助金の交付を受けていないこと

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、購入価格に4分の3を乗じて得た金額（100円未満切り捨て）で7万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第12条の補助金等実績報告書は生ごみ処理容器等設置事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 領収書等又はその写し（購入が確認できるもの）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 規則第3条の市長が別に指定する日は、生ごみ処理容器等を購入した日から起算して30日以内又は購入した日が属する年度の末日（天草市の休日を定める条例（平成18年天草市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く）のいずれか早い日までとする。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第6条 規則第4条の補助金等交付決定通知書及び規則第13条の補助金等確定通知書は、生ごみ処理容器等設置事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)とする。

(補助金の請求)

第7条 規則第15条で定める補助金等交付請求書は、生ごみ処理容器等設置事業補助金交付請求書(様式第4号)とする。

(検査等)

第8条 市長は、補助事業者に対し、当該事業及び補助金の使用又は設置後の使用状況等に関し、必要な検査及び調査又は指示をすることができる。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年7月1日から施行し、改正後の天草市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要領の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の天草市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要領様式第1号から第6号までは、当分の間、なお使用することができる。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

